

ケースワークとカウンセリング (Ⅱ)

— その統合と独自性をめぐる問題 —

太田 義弘

- 5 独自性の背景
- 6 事例
- 7 ケースワークの独自性

5 独自性の背景

先のケースワークとカウンセリング(Ⅰ)において、ケースワークやカウンセリングが、それぞれ独自の発展過程を経てきながらも、多分に共通点や類似性をもっていたこと、一方では、人間についての科学が発達すればするほど単一科学では対応ができず、社会とそこに生活する人間の問題にいくらかでも肉迫しようとするれば必然的に、統合化の方向が示唆されるという傾向を指摘してきた。

しかし、統合化を目ざすとはいえ、現実には混乱が存在するのみで、ケースワークといえ、カウンセリングといえ、いずれも現実の問題解決を企図した実践科学であり、これに共通な統合理論の出現は、形而上学的には可能であっても、容易なことではない。

そこで一応、統合の形態として、三類型を指摘してきた⁽¹⁾わけであるが、その中でも当面われわれが、統合化の目ざすものとして、実現可能な部分的統合ともいうべき第三類型⁽²⁾をめぐっての問題に焦点を絞って、考察を加えてみたいというのが、本稿のねらいである。

さて、第5節のケースワークの独自性の背景という問題提起をめぐって、再度前述の部分に言及して補足しておかねばならないことがある。ケースワーク、カウンセリング、心理療法の、統合化の第一段階として部分的統合をしてゆく、これを第三類型として分類してきたわけであるが、そこでは三者のそれぞれが主体的に独自の他者との統合を模索しているわけである。カウンセリングは、環境操作や具体的サービスを、その効果を高める上で必要視し

てきているし、心理療法は、ケースワークのもつ社会的援助が、個人の心理的、内面的な問題の解決に有効であるところから、心理療法の一つの特殊技法として位置づけ、ケースワーク療法と呼んでいるのがそれである。前述の第三図、第四図は、ケースワークを中心にして、カウンセリングと心理療法の相違性および類似性を検討し、そこからケースワークが、独自に隣接科学からの知識や技術をいかに摂取することが可能なのかについて解説したものである。クライアントの遭遇している問題、かれのパーソナリティと、それをとりまく社会的状況から、どのような具体的方策が可能なのか、その解決を要するクライアントの状況に、ケースワークの側面から、他者のもつ特性を可能な限り摂取して、独自の方法で対応しようとするわけである。したがってその独自性とは、他の二者とケースワークを峻別して、その優位性を誇示しようとしているのではないことを断っておかねばならない。三者には、それぞれ独自の専門職業としての隣接科学の統合的發展が期待されているのである。

それでは、ケースワークの側面からの独自性の課題をめぐって、まずその背景をさぐってみよう。歴史は繰返されるわけであるが、初期のケースワーク理論が、1950年代から別な意味で見直されてきている。それは1930年代に全盛を極め、精神分析に基礎をおき、心理学的に偏向したケースワークへの反発と、1940年代にフロイドの弟子たちによって、新しく文化力動主義ともいわれる社会・文化的要因を重視した新フロイド主義が出現してきたことである。これらによって直接的に、リッチモンド時代のケースワークが再考される契機になったわけではないが、大きな要因になっていることは否定できない。この辺の事情を、マイルズ A. P. Miles は、ケースワークの実践理論の基礎に、精神分析をもってくることが、ソーシャル・ワークを知識的に孤立させることになる。そしてソーシャル・ワーカーは、社会諸科学の知識の発展からとりのこされてきている⁽³⁾と批判し、リッチモンドに帰れと警鐘を鳴らしている。そもそも初期のケースワークが、心理学的に傾斜してきた要因として、一方ではその当時精神分析が、一世を風靡したということと、さらに当時のアメリカ社会が経済恐慌に陥り、社会問題の出現にともない、その対策として社会保障制度が誕生してきた。従来のソーシャル・ワークから、貧困問題を中心とした経済援助的活動の側面が、そこで肩代りされてきた結果、ますます専門性を求めて精神分析と融合してきたと考えられる。ここで

マイルズが、リッチモンドを再評価しようとしているのは、19世紀の名残りとしての社会改革、社会改良をそこに内包していた総合社会学的なソーシャル・ワークの必要性を説こうとしているというよりも、社会科学的視点の重要性と環境的要因に対する文化的社会学的視点を強調し、人間行動についての知識水準を増大するのに有効なあらゆる知識を摂取しなければならない⁽⁴⁾ という意味である。

さらに近年では、パールマン H. H. Perlman が、「ケースワークは死んでいる」という論文をはじめとして、一連の論文⁽⁵⁾を發表して、そこで現代のケースワークが直面している行詰りを打開する刺戟剤として、パラドックスとアイロニーに満ちた発言をしている。フロイドの精神分析の影響をうけて以来、ケースワークは高度な発展を遂げてきたと考えられているが、実は現代的な視点から見ると、かえってそれはソーシャル・ワークが本来歩むべき道から遠ざけ、近視眼的に孤立化させてきたのではないかとさえ感じさせられるのである。

このように考えると、精神分析がケースワークの本来的な発展を逸脱させたような印象を与えるが、ケースワークの基礎に対する精神分析の貢献には不動なものがあることは否定できない。しかしパールマンは、激変する社会に新しい様相で出現する社会問題に遭遇しているクライアントに対して、従来のようなクライアント対ケースワーカーという特定な枠組の中で、適応や問題の処理を考えるだけではなく、もっと全体社会的な体系に抜本的な社会計画、つまり根本的な予防的介入をし、人間のための福祉計画と社会政策⁽⁶⁾が必要だと指摘している。この点に関しては、わが国には早くからケースワークの技術論に対する批判に見られるごとくである。

もっとも資本主義のもつ矛盾に対する批判やそれにともなうラディカルな論理はみられないが、現状ではもはやケースワークが、過去の遺物になってきているわけである。この指摘は、第一にケースワークそのものに、従来のような効果や機能を期待できないような社会と、そこから生起する問題が出現してきているということ、第二に、この現代社会におけるケースワークとは一体いかなるものなのかという問題の提起や問いかけである。それと同時に抜本的な制度の変革（体制の変革ではなく）を指摘しながら、その背後にいかなる状況や条件のもとでケースワークが本来の機能を発揮しうるものなのか、示唆に満ちた指摘をしている。そしてその前提として、① 住宅問題、

② 経済的安定、③ 子供の養育、④ 医療保障、⑤ コミュニティ・サービス・センター⁽⁷⁾についての条件整備が必要だといっている。ケースワークのもつ価値と有効な方法を、何としても復活させねばならないという意欲が脈々と感じられるのであるが、それはただ単に科学としてのケースワークの存在を案じているからではなくて、むしろ人間のために絶えず発展し続けてきた社会が、人間の福祉を疎外していることを憂いているからに他ならない。

めざましい社会の変動、一方では隣接科学の発達からケースワークは、曲り角にさしかかっている。何だか、ケースワークを支えてきた基本的な原理や、科学的基礎でさえ、もう一度原点に立ちかえって、再考してみなければならぬという危機感を感じさせられるのである。たとえば、「自己決定」という原理は、歴史や民族を超えて、人間に共通な価値をもつと考えられてきたが、伝統的な日本文化の中では、これが抵抗なく根をおろすには時間がかかったし、インドなどでは、カスト制がいまだに根強く支配しており、因習的な身分的社会制度の中である身分の階層のものにとっては、自己決定などという文化は全く存在しない。自己決定を必要とする現実、むしろ非常な不安を感じる。このような社会的背景をもつ国と、アメリカのような文化的背景をもつ国民とでは、自ら異なるわけである。もちろん、文化やその国の経済や社会的諸状況、さらには問題に直面している人間の個別的な事情などをふまえて一つの限界内で、自己決定をするわけであって、相違があるのは当然のことではあるが、社会変動とともに自己決定を必要とする可能性さえもが次第に奪われてゆくような現実があることも否定できない。一体基本的原理としての自己決定とは何なのであろうか。またさらに社会変動にしたがって、多様化するニードに対応できる社会資源は欠乏し、その乏しい源資をめぐってケースワークはどのようなサービスを提供することが可能なのか、このような状況でのケースワーカーの技術的な対応は、クライアントにあまり有効なサービスを提供することにはならず、せいぜい専門家の研究と称する、自慰的機能しか果さなくなってしまう。

このようにケースワークの直面している問題を指摘すると際限がないが、ここでこれらの問題点を考慮しながら、再度「リッチモンドに帰れ」という声に耳を傾け、初期のケースワークの中に流れている独自の視点を現代的に評価し、そこよりこれからのケースワークに必要な条件と独自の可能性を考察してみたい。

リッチモンドの業績は、ケースワークの初期のものとして、「ソーシャル・ケースワークを体系化し、〈処置〉を〈社会調査〉と〈診断〉によって基礎づける必要性を強調した最初の研究者であり、著者である」⁽⁸⁾ ことは周知のことながら、ある学者は、その技術性を評価して『社会診断』を「ソーシャル・ワーカーによるはじめての専門技術的著作である」⁽⁹⁾と賞賛している。さらにソーシャル・ワークのエンサイクロペディアでは、「ソーシャル・ケースワークの原理についての最初の総合的な考察」⁽¹⁰⁾などと評価されている。このような評価をまとめてパールマン W.C.Berlemanは、現代的視点から特に三点にわたってその特徴と意義を評価している。第一点は、クライアントの処遇をめぐるケースワーカーの専門技術についての指針⁽¹¹⁾として、第二は、社会診断をめぐる調査の方法論についての解説⁽¹²⁾をしてきている意義、そしてやはり何と云っても先駆的な業績としてこの『社会診断』のもつ一つの歴史的なドキュメント⁽¹³⁾としての意義とである。しかしまた、随分批判の対象になってきたことも事実であるが、ただ単なるアイデアや理屈ではなくて、長い慈善組織化運動の実際活動の中から必然性をもって生れてきたものであるだけに、いまだに示唆に富んだ指針をわれわれに与えてくれる。先程の三点にわたる指摘に加えて、次のような点を指摘してみたい。

第一に、ケースワークがC. O. S.運動の一環として、地域社会に対する社会改良主義的な福祉サービスの一方法として必要視されて出現してきたということ、したがって特定な個人を個別的に処遇するという方法論として生まれたのではない。つまり特定な個人の個人福祉を旨として生れたのではなくて、ある地域社会の住民としての個人の社会福祉を目標に全体社会の福祉計画にもとづいて実施する方法としてであった。

第二は、ケースワークが、「地域社会内での社会福祉サービスに協力し参加する」⁽¹⁴⁾ 機関によって、個人のもつ問題を社会的に解決してゆくように用いられていることである。ケースワークは地域社会や、そこに存在する施設機関のもつ援助機能を住民に十分に活用してもらうことに中心点をおきながら発展してきた。したがってケースワークの特徴の一つは、それが地域社会に存在する施策の具体化、社会資源の開発、活用という具体的なサービスを伴った活動を展開してきたことである。

第三に、リッチモンドは、ケースワークの治療概念の中に家族全体を治療の対象として考慮することが適当であると指摘し、「今や社会がますます組

織化されてくるにしたがってクライアントの家族ということに考慮を払うことなしには、真の社会的方策として人々を治療したり、教育することもできないし、また人々を産業界に送り出すことも、長い貧困生活から救出することもできない⁽¹⁵⁾ とその必要性を説いている。ここ数年来わが国でも、特に family case work が重視されるようになってきているが、このような視点はすでに初期のケースワークの中に存在していたということである。

第四は、社会福祉という立場から、人間の幸福を、肉体的、精神的、心理的、文化的、経済的などと部分的には考えずに、それらを幸福の要因として社会診断の素材にはしながらも、常に「その人全体 the whole man を関心の対象にしなければならない⁽¹⁶⁾ と、社会的な視点から、人間の幸福とその個人の問題的状況を理解しようとしている。

そして第五に、リッチモンドの業績の中に意図的に明確な表現を用いて記されている部分は見出せなかったが、彼女のケースワークの概念の中には、グループ・ワークや、コミュニティ・オーガニゼーションの概念が、渾然一体となって存在しているということである。たとえば、「ソーシャル・ワークには、他に三つの形態があり、そのすべてがケースワークと相互作用をしている。三つとは、グループ・ワーク、社会改良運動、それに社会調査である⁽¹⁷⁾ という表現から類推されるごとくである。社会とは無関係に個人を考察しようという視点は全くなく、個人を問題にする時にもその背後に存在する集団や地域社会との社会関係を問題とし、全体の場面から個人を理解しようという姿勢が見られる。この当時には、まだケースワーク、グループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーションという方法論上の明確な区別は存在しなかったが、「グループ・ワークも、方法は異なるけれども、ケースワークと同じような目的を達成しようとするものである。これには隣保事業、レクリエーション、クラブ、近隣、地域社会など、広範囲にわたるさまざまな活動がある。そしてこのなかで個人は一段と対面的 (face to face) に会うことによって、そのメンバーの一員となる⁽¹⁸⁾ にみられるように、ケースワークを中心にながらも、これらの領域が統合されたような形で、クライアントの問題が追求されていることも見逃せないことである。社会福祉の方法が、発展分化する過程で、どうかすると方法が孤立化し、中でもケースワークは特に独走している感じがしないでもないが、今日的な意味で、これらはまた示唆深いものをもっているといえよう。

以上、五点にわたって、独自性の背景になる課題を指摘してきたが、これは、古くて新しい現代的な問題でもある。

6 事例研究

前節で触れてきたような歴史的にケースワークが、独自なものとして注目してきた視点を考慮しながら、ここで事例をとりあげ、それを通じてケースワークの独自性を追求してみたい。なお本事例は、筆者が、週に一度臨床の場面を与えられている民間の社会福祉機関にて担当したものである。本稿のテーマに必ずしも適切な事例であるとはいえないが、前述のような課題を意図しながらケースワークを続けた事例である。

事 例

昭和42年 8月17日 受付

I 山田敬子（仮名） 昭和29年○月○日生 14才

札幌市立○○中学校 二年生

住所 札幌市南○条西○丁目

本籍地 長崎市○○町

II 相談室への来所理由

かねてから家庭内で、金銭が頻繁に紛失、使用人の出入りもあり、注意していたところ本人ではないかと思われる。それにまた、最近本人が出席しているキリスト教会の人たちのものにまで、それが及んできている。その現場は発見されていないが、本人に不審な点が多々あったので、牧師が両親に相談したところ、逆に家庭内での問題の相談をもちかけられた。両親と牧師とが協議の結果、当相談室にその矯正について助力をえたいと三人に同伴されて本人が来所している。本人は相談室のワーカーから、よい話しを聞かせてもらうようにと、三人から説得されて、しぶしぶ来室しているが、来室の理由が盗癖をめぐってであることについては、本人には知らされていない。しかし、本人は内心この事件をめぐってであることに、当初から気付いていた。

III 本人について

身体的には健康である。痩せ型の体格、偏食があり、アレルギー性の皮膚疾患と、偏頭痛がときどき起る。子供らしい表情はあまりなく、緊張した面持ちで、情緒的不安が態度によく表明されている。面接中も、ときど

き緘黙して、自ら狼狽するようなこともあるが、もともと多弁なタイプの人間である。学業成績はクラスの中位、勉強よりもむしろ学校では友人の世話をするのが好きで、クラス委員にはよく立候補する。負けずぎらいで勝気なところもあり、男子生徒と口論をするようなこともよくある。スポーツは大好きで、バレー部に席を置いて毎日放課後楽しんでいる。その他音楽観賞も好きで、レコードを集めている。日曜日には自宅から相当離れたところにある教会学校に休まず通っている。

Ⅳ 両親について

父 山田 久 明治35年〇月〇日生

64才 盲人 理療士

母(川口)美子 昭和3年〇月〇日生

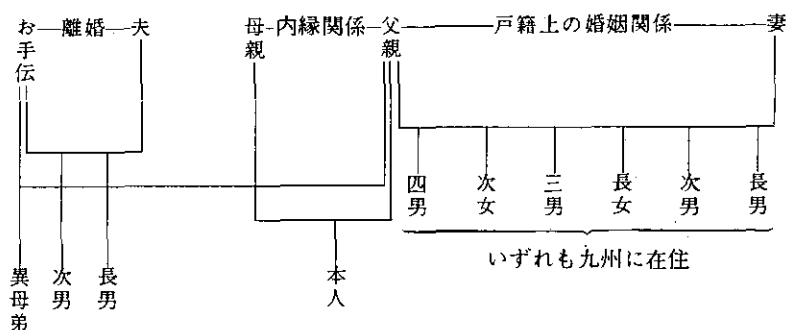
39才 盲人 理療士

戸籍上、母親は入籍しておらず、内縁関係だが、日常は夫の姓、山田で通している。ここ20年間ほどは、実質的な婚姻関係を継続している。九州には夫の先妻が健在しており、その子供たちが離婚を認めようとしなない。母親は入籍を結婚当初から求めているが、いまだに父親自身が決心しかねて放置されている。母親はもともと按摩の弟子としてこの父親のもとで、指導をうけていたが、戦後まもなくの頃、二人は福岡に駆落をして、その後北海道にくる。道内をいろいろ廻ったあげく、6年ほど前から札幌に定住している。戸籍上は、一応別世帯になっているので、母親は生活保護を受けている。父親はある政治団体の役員をしていることもあって仕事と両方で、外出をしていることがほとんどである。収入はかなりあるようで、中流程度だといっている。仕事のこと、出歩くのに手引きをするお手伝いさん(36才の婦人)がいるが、彼女との間をめぐる、三角関係になっており、子供(3才)も生れている。年令のせいもあるろうが、父親は、自己の非は素直に認めている。静かな口数の少い性格で妻や子どものこと、自己の問題などを、割合客観的な態度で評価している。夫婦の問題についても、評論家的な立場で話しており、根本的な解決はあきらめている様子である。長い生活の苦労の中で、特有の人生観をもったようで娘の非行も自分の浮気も妻の病的な態度が原因ではないかともいっている。目下のところは、アパートを借りて診療所を開いているが、将来は自分たちで診療所を建てようという夢をもっている。資金の方もあと一年くらい頑張れば、目途がつ

くようである。

母親は、出生から不幸な人だったようで、その母親(本人の祖母)は長崎の港街で芸者をしていた。父親は不明だが、中国人だったと聞かされている。4才の時に母親が、痴情のもつれで誰れかに毒殺されているが、あまり当時のことは記憶にない。その後芸者仲間の中で育てられるが、ある時度重なる折檻が原因で8才の時に失明する。その後苦勞して人の情にすがって生活しながら、15才の時、按摩として夫のところへ弟子入りする。悲惨な人生の中で、唯一の優しい信頼のできる人間が夫であったが、今はそれも裏切られたと嘆いている。また母親は精神神経症で三度入院している。主治医の話では、心気抑うつ状態で、根本的な環境調整が必要だといっている。母親は非常に多弁で、特有の病的な感情的態度で、夫の優柔不断さを非難しては大声で泣いたりすることが度々ある。何故夫や娘が不幸な自分をこれまでに痛めるのかと悲しんでいる。

V 家族関係



VI 本人をめぐる問題について

家庭環境も極端に悪いとは考えられないが、父親は多忙であるし、母親は非常に厳しい躰をしている。小遣いは月2000円程もらっている。その他本人の要求に応じて、ほとんど欲しいものは別に買い与えられている。詳しい事情は知らないが、お手伝いさんの子が自分の弟になることも知っている。一番本人が嫌がっているのは、母親との関係で何かにつけて母親は本人の生活の全てを支配しようとし、隠しごとでもあれば問い詰め、時には折檻をするようなことがある。本人は母親に非常な反感をもっている。父親には逆に好意的で同情を示しているが、お手伝いさんにもまた問題を

感じている。一方その弟にはとても愛情をもっているようで、本人が母親代りのような世話までしている。本人の盗癖はこのような複雑な家族関係や問題から出現してきている。典型的な多問題家族の一角が本人の非行ということで現象化したものと考えられる。

Ⅶ 本人の生育歴の概要

両親が福岡に駆落した時に生れる。出産は正常だったが、2500gで虚弱児だった。母乳と人工栄養との併用で育つが、生後2ヶ月して栄養不良のため発育不全に陥る。一時はもう駄目ではないかということであったが、2ヶ月程入院して生死の境をさまよった末、やっと回復、家庭に帰る。その後まもなく北海道にくる。馴れない寒冷地であり、友人もなく、それに両親は全盲のため思わぬ不便や出来ごとがあった。一才過ぎから両親が職を求めて出歩くことが多く、乳児院や知人宅に預けられている。その間両親は、岩見沢、旭川、北見などを転々としている。その後は体も健康で病気もほとんどしていない。両親が忙しいことと、盲人であることなどで、本人は親元を離れていることが多く、一緒に生活している時でも放任されていることが多い。幼稚園にも短期間、旭川で在園しているが、集団生活になじめない園児だと先生からいわれている。小学校一年生の時から札幌に定住して一緒に生活をするが、母親が数ヶ月も北見の方へ仕事を求めて出かけたりしている。このようなことが数度あったが、その間はお手伝さんが本人の家にきて夫と同棲している。アパートの一部屋に一家三人が住んでおり、両親の夫婦生活の様子や、お手伝さんとの不倫な関係などを見せられている。四年生の時にお手伝さんとの間に弟が生れる。父親がその弟を可愛がるので、本人や本人の母親は嫉妬心を見せているが、その後は姉として弟は親戚の子どもということで非常に可愛がり、父親に同行しているお手伝さんが不在の間は、本人が世話をしている。四年生くらいまでは素直な子どもらしい娘だったが、五年生頃から急に家の中でも口をきかなくなり、両親に反抗的な態度を見せるし、嘯をいうようになりはじめた。その後家庭から金銭を度々もち出すようになった。多い時には月に5000円程にもなるが、盗みについては否定して絶対に認めない。盗んだもので友人に何かを買い与えたり、食べものに消費している様子である。母親はもともと口やかましく躰をしてきたが、この頃より折檻をはじめた。盗みについて本人を裸にして身体検査をしたり、ストーブ用のステ

ツキで体罰を加えたこともあるが、本人の態度が益々硬化するだけであった。

Ⅶ 面接の経過

第1回(昭和42年8月17日) 牧師との面接 教会での金銭の盗難事件と本人との関係、家庭や概況などをうかがう。このような家庭環境から離してどこか適当なところで保護をしてやりたいと本人のことを憂慮している。牧会指導の上からもワーカーと連絡を密にし協力して本人を幸福にしたいといっている。

両親との面接 家庭での金銭の紛失が一年半程以前から起っている。金銭的なことでは人一倍小遣も与えてあるし原因がわからない。最近はこのようなことをめぐって親子間に断絶が生じてきている。思いあたることはといて夫が浮気をする事、妻がヒステリーを起す事とお互に口々に相手に原因があるといつて非難し合っている。その他本人の生育歴について聞く。

本人との面接 牧師や両親からケースワーカーの話をよく聞くようにと奨められたので来室したと積極的に面接をうける理由がないと沈黙している。緊張と不安で異常な様子を示しているのでケースワーカーの役割の説明をし、面接を継続して話し合いの機会をもつことなどについて本人の意志を確かめ、同意を得る。

第2回(8月24日) 本人との面接 母親が同伴し待合室で待っている。盗みをめぐっての問題で自分がここに来ていることは十分承知しているが、そのことに触れられたくないので、自分で話題を出してくる。ワーカーを教会の牧師だと思っていたようで教会のことや学校の友人のことについてポツリポツリと話す。緊張はしているが、何とか一時間盗みの問題に触れられないようにと努力をして終る時にはホッとした表情を示している。相談室に来ることが強制されたもので、苦痛を伴うようでは長続きしない。そこで次回の面接についてのテーマや内容をあらかじめ話し合っておくことにするが、本人も少し安心した様子であった。

第3回(8月31日) 母親同伴 教会のことについて話し合う約束だったので信仰の問題などを無理をしてメモを見ながら話している。何故自分からこのような話しをしなければならないのか不思議に感じながらも悲壮な努力をしている。母親は待合室で待ちながら、本人がワーカーと話して

いるというだけで非常に安心しているような表情を見せている。

第4回(9月7日)

主治医との面談(9月5日) 母親は数年前から三度程入院をくりかえしその間通院して指導を受けている。病状は一進一退である。家庭的な問題は聞いているが、抜本的な家族関係の改善が必要だと指摘、その環境調整ということで本人を是非指導してほしい。周期化しているが心気抑うつ状態がかなり長期にわたって続き、夫や娘もその被害を随分受けているだろうとのことである。

本人との面接 やはり母親に同伴されているが、玄関まで親子を迎えようと最近やっと家庭内で会話ができるようになってきたと喜んでいる。実は同伴してきているのも途中で本人が相談室以外のところに脱線してはと案じてであるが、来週から本人も一人でいいというのでよろしくと母親がいつている。学校での話題を中心に随分話しがはずむ。家庭のことに話題を向けるととたんに不快な態度を見せる。

第5回(9月14日) 母親に代って学校の友人を連れてくる。面接室に二人を入れて三人で歓談をした後、友人に二人で少し話し合いをするからと告げ退室をしてもらう。はじめて家庭のことが話題になる。父親は優しく好きだが、母親は口うるさくて困ると一寸不満をもらすが、まだ警戒心が強くケースワーカーからいやな質問をされないようにと配慮して話している。何とか話し合う雰囲気はできてきた様子である。

第6回(9月29日) 一人で来室、家庭内の話題を中心に、異母弟が同居していることやその世話で忙しいと一日の様子を何かと話している。相談室に来てると母親がとても喜ぶのでと来室することの意義を本人なりに理由付けしている。盗難問題と全く関係のない話題で面接が続くので少し不審にさえ思っているようである。

牧師と電話で連絡(9月25日) 教会にも休まずに出席しているし、事件もその後は起っていない。本人よりも両親の方が安心して喜んでいるようだ、先日長電話がかかってきたことを伝えてくれる。

第7回(10月12日) 弟がお手伝さんの家に帰ってとても淋しいが、しかし子どもは母親が世話をするのが一番大切だといっている。自分の母親についての批判をはじめ。躊躇しながらもワーカーの反応を見て母への反感をもち出してくる。ケースワーカーのアクセプタンスに安心しているよう

だが、盛んに自己の立場にケースワーカーの同情を求めている。母親にはこんなことは言わないで欲しいと少し罪悪感ものぞかせているが、初めて見せるような笑顔をのぞかせて帰る。

第8回(10月19日) 先週末母親が発熱してこのところ臥床していること、盲人というのは不自由だと同情しているが、話題がまた母親をめぐっての感情の吐露へと移る。何を話しても批判されないという経験から、ケースワーカーに対する抵抗が薄れて、興奮しながら母親の本人に対する態度を理解してもらおうと訴える。

第9回(10月26日) 先週末母親の悪口を言い過ぎたためか、今日は学校のことを話したいと言って、以前クラスの中で金銭の盗難事件が起ったこと、本人が生活委員であったため、役目柄その解決にのり出さねばならず苦勞したことを話してくれる。このことについてはいつになく非常に緊張した面持で説明とケースワーカーの意見を求めている。秋の学期からクラスの会長に選ばれる。人の世話をするのが好きだし張切っていると喜んでいる。

第10回(11月2日) また家庭での出来事を話し出す。両親が口論をした。以前はよくあったが最近は少なくなっているが、いつも父親が可愛想だ。母親は無理をいう。お手伝さんについても批判をしている。ケースワーカーと話しているとついつり込まれて人の悪口までいってしまうと上手に話しを聞いてくれるからと大人並のお世辞までいう。それと同時にこんなことをいうのはよほどのことなのだという状況を弁解がましく説明したり、ケースワーカーの意見を求めたりしている。

第11回(11月16日) クラスの会長という立場から最近では学校での活動が生活の中心になってきたこと、早く帰るようにと母親から小言はいわれるが、前のように叱られなくなったと生活場面の變化を話している。

第12回(11月30日) このところ気候のためでもあるが、お手伝さん一家が同居している。両親の間にいざこざがある。そのことをめぐって母親とお手伝さんを批判している。ケースワーカー自身のことについて質問してくる。何故私とこんなに時間をさいて話してくれるのか、勝手なことばかりいっているが、私自身は變化してきただろうか、もっと積極的に注意や忠告をして欲しいとっている。

第13回(12月7日) 相談室に来ていることの意義を自分なりに評価しようと努力している様子が見られる。もう母親のためではなくて本当は自分のためだと思っているようである。ケースワーカーに対して申し訳ないという気持ちから今までの面接への態度を反省している。

母親と電話で連絡(12月9日) 暮れも迫ってきたので一度うかがいたいと思っていたが、多忙で電話で失礼しますと伝えてくる。面接開始以来まもなく一度金銭の紛失が起ったが、以後はそのような心配もなく安心してゐる。それに学校が忙しいが、暇を見ては手伝いもしてくれるし、ここ三ヶ月程の間に随分大人になった感がする。感謝とともにもう少しの間指導をよろしく頼むといってくる。

第14回(12月27日) 三学期に全校の生徒会の副会長に立候補したい、学校が非常に楽しいし、人の世話をするのは大好きだと意欲を燃しながら、ケースワーカーの意見を求めている。面接にくる日を楽しみにして、必ず話すことについてのメモを持参している。何かワーカーを喜ばせる材料はないかと気を配っている。本人自身が変化することをケースワーカーが一番期待していてくれるので、それに応えたいと面接にも意欲的に参加している。

第15回(昭和43年1月18日) 冬休み中勉強しようと思ったができなかった反省、家庭にいたことが多かったところから、両親の不和や盲人であることの問題を本人なりに評価している。最近では母親の病気がよくなってきたこと、父親とも口論が少なくなったし、本人にもあまり叱りつけなくなったと母親の問題が家庭不和の原因であるかのように考えている。

第16回(2月1日) 生徒会の選挙が1月の中頃にあつて当選し、このところとても多忙である。本人が今一番気にしているのは家庭の問題で、特に母親は病気で盲人だし、そのような立場を理解してあげねばならないと、はじめて同情を示す。しかし日常生活ではまだ抵抗があつて何となく優しいことばが出てこない。叱られたりするとつい以前のことを思い出して不愉快になる。父親の話しをするときには生気が感じられるのに対して母親とは対照的である。

第17回(2月15日) 教会でもかつて盗難事件が起きているので言及されたくない話題のある場所であるが、久しぶりに修養会やクルセードでの感懐したこと、友人関係などについて話す。本人は、ケースワーカーが信仰

の話しをすると一番喜ぶと考えているようで、ワーカーの関心をひいて、何とかその助力にむくいたいと努力している。

第18回(3月21日) ワーカーの期待する人間になろうと努力するだけでなく、安心して心の中で考えている問題を出すようになってくる。ボーイ・フレンドとの交際が3週間程前から始まる。両親にはとてもいえないことだがといろいろ意見を求めている。

第19回(4月11日) ボーイ・フレンドとのその後の交際について嬉しそうな様子で話している。本人としてはまだ早いと思っている。男の子の気持はわからないが、異性を意識することで、自分自身の生活態度が変わってきた。こんなことを相談できる人がいて嬉しいと感謝している。両親には恥ずかしくていえないともいっている。教会や相談室に行くことが、最初は両親が喜ぶからという理由ではじまり、それが習慣になり時には無目的な行動でもあったが、最近それが本当に自分のためになるということが実感できるようになったし、自分の変化が自分でも理解できるようになってきたと話している。

第20回(4月18日) 母親と電話での話し合い 娘が30分程遅れるのでという連絡を電話ですてくる。日頃の感謝とともに実は前にも話した通り夫婦の間で問題があるので二人で訪問してもいいかといってくる。4月25日に面接の約束をする。

本人との面接 両親が来週くるということで、本人も冗談半分に両親こそ面接をしてもらってもっと立派な大人になってもらわねばといっている。誰れか一人の心配ごとは家族全体の問題であるといつて、一家で共々教会に出席できたらと願っている。特に両親は障害者だから心の平和が大切だと指摘している。

第21回(4月25日) 本人との面接 両親を同伴してくる。短時間に近況を聞く、身辺の変化は別はない。本人は特に両親の問題をよろしく頼むといつて、面接室への案内や世話をしている。

両親との面接 別々に面接してはと伝えるが、今日はひとつ二人でそれぞれの言い分を話すから聞いて欲しいということで三人で話し合う。娘のことについての謝辞を述べてから、父親は娘の問題は一人娘のことではなくて、実は自分達の問題でもあると一連の家族生活の状況を分析する。それに横で母親が口出しをして夫の優柔不断な身勝手さが原因だと非難して

ケースワークとカウンセリング(Ⅱ)

いる。口論をはじめると母親の一人相撲のような感じである。父親はこのようにいつもまくし立てられるものだからつい不用意なことをいってしまうと弁解やケースワーカーの理解を求めている。相互に非難し合った後で次回に個別的に面接しようということで約束をする。本人(娘)と相談してみるが、本人との面接はこの辺で終了してはどうかと提案、両親としてはもっと続けてほしいが無理もいえないといている。明るいい子になってくれてと親ばかぶりを披露して感謝している。

第22回(5月2日) 本人との面接 母親を同伴、この辺で面接を終了にしようと本人に提案しながら話しを進めるが、本人は今後も何かあれば相談にのって欲しいといいながら、ケースワーカーからこのようなことをいわれたことを喜んでいる様子。いろいろ将来のことなど高校進学か就職にしようかと話題を出して名残りおしように話している。クリスマスには洗礼を受けたい、このことも牧師先生と相談している様子である。それでは来週最後のまとめということでもう一度面接の約束をする。

母親との面接 先週は失礼しましたといて、実はいつもあのような調子ですといている。今日はゆっくりと話しを聞いて欲しいと、自分の生育歴や17才の時旅館に按摩で呼ばれて出かけ騙されて、客から乱暴された悲しい経験や夫との駆け落ちなど涙ながらに話して帰る。

第23回(5月9日) 本人との面接 父親とお手伝いさんを同伴してくる。10ヶ月にわたる面接の感謝をする。ケースワーカーの目から見て私にどんな変化があったかと意見を求めている。自分でも驚くほど大人になったといている。

今はこれからの家庭生活を担う責任を障害者でない自分に感じている。早く一人前の社会人になって両親を安心させたい。母親とはまだわだかまりが残っている気がするが、これから努力すれば大丈夫だと思うといている。最後まで盗癖についての本人との会話は面接の中に出てこなかったが、本人との面接は終了する。

父親との面接 先週妻が来室したのでそれに対抗するわけではないかと弁解しながら、妻はどんなことをいっていたのか、私共夫婦のことをどう思うかとたずねている。ケースワーカーが批判的な態度を示さないので、自分の問題を持ち出す。実は年甲斐もなく不始末なことをしてといているが、恥意識とか罪障感あまり感じられない。自分も妻の被害者の一人

だと思っている。妻から疑念をもたれないようにお手伝との関係は清算してゆきたいが、自分の仕事には欠くことのできない人だし、お手伝さん一家も私の手伝いと生活保護を受けることで生計を立てているから、関係の解消より質的改善をしたいので、何とか調停して欲しいと訴えている。

第24回(5月23日) 母親との面接 按摩に出かけて人の愚知を聞いてあげることがあっても、自分のことを聞いてもらったことは、このところ何年ぶりかである。娘のことで肩の荷がおりた気がする。最近は娘に家計の方をまかしているが大丈夫だと思っている。去年は私の病状もよくなかったが、本当に自分の子でありながら憎しみの一心だった。主人があの年で分別がつかないのが残念である。感情的な私に比べて道理をわきまえたような口調で全ての原因が私にあるような善人づらをしたい方をする主人が許せない。人間というのは本当に信用できない。お金が一番頼りになるともいっては、大声で泣きながら訴えている。取乱したわりには爽快そうな顔付で次回の約束をして帰る。

主治医との連絡(5月26日) 相談室での面接経過と家族の近況の報告をする。今年に入ってから症状が軽快してきている。母親の治療のためにも指導を頼むとのことである。

第25回(6月6日) 母親との面接 このところ医者から調子がよいといわれて自分でも実感する。不思議なもので家の中でも対話がよみがえってきた。私共がこの相談室にくるようになってから家庭内でも自分達の問題をめぐって随分いい争いをしてきた。今までは口論しても結果は断絶を生むだけであったが、第三者(ケースワーカー)に話しを聞いてもらったということで逃げてはおれずお互いに話し合って解決しようという雰囲気が出てきた。最近は娘にまで意見をされるようになったが、父親は身にしみて聞いているようですと、家庭環境の変化を話している。

第26回(6月13日) 父親との面接 妻が最近家庭でも小言や感情的な態度をあまり見せなくなった。娘からも忠告されたりで、自分は別にして家族が成長したように思う。自分もできるだけ家庭で多くの時間家族と話し合えるように心がけている。お手伝との関係もこの年ですから妻が疑っているようなことはこのところ起っていない。今一緒に連れてきているので、少し相手の方にも意見をして忠告をしておいて欲しい。

お手伝さんとの面接 少し知能の遅れが感じられるが、日常生活にはあまり関係なさそうである。突然の面接で本人も緊張していたが、子どもをか

かえて頼りになる人もなくと弁解し同情を求めている。長男が20才でまだ若い将来結婚するので、今後は一緒に生活することを考えている。お手伝いはするがお互いの家庭を大切にしたいといっている。

第27回(6月20日) 母親との面接 その後家庭でいろいろ話し合い入籍のことについて家庭裁判所に相談にゆくことに主人が同意してくれて嬉しい、20年来の悲願であるといっている。主人はそんな形式的なことというが自分には重大なことである。相談室にきていることを機会に主人やお手伝いにも意見をしたが、はじめて話しを聞いてくれて嬉しかった。多問題家庭の問題解決の方向が見えてきたので、自分達で努力をする余地を残して必要ならいつでも相談にのるという約束でケースワークを終了することにする。

IX 評価

- (1) ケースワークの展開過程で主訴が、本人を中心にした盗癖の問題から、家族全体を対象にした問題へとその焦点が移行している。現象としての盗癖と原因としての家族問題の複合性がからみ合っている family case-work の典型的事例である。家族全体をケースワークの場面に引き入れ、治療に参加させるための突破口に本人がなっていて、家族問題のscape-goat に仕立上げられ、その本人の治療から、逆に両親の治療が動機づけられている。
- (2) 治療としては、面接の治療関係の中で徹底した傾聴が唯一のサービスであり、特に本人と母親には治療効果として有効であったと思われる。感情の吐露から客観化さらには洞察への変容が見られる。
- (3) その変容のプロセスを本人を中心としてまとめると、①第1～5回の面接に見られるクライアントによる『回避と抵抗』の段階、つまりケースワークに参加する意志をもたないクライアントに対する pre-case-work と動機づけの段階であると同時にクライアントの開きなあった態度がうかがえる。②第6～13回の面接に見られる『諦めと自己検討』の段階、ケースワークをうけることに積極的理由も見出せないが、断る理由もないことから諦めつつ自己の要求とは別に両親やワーカーの要求を満足させるために現状を維持している。しかし次第に母親に対する攻撃性が面接場面で見られるのは関心を示している徴候だと理解される。建設的な話し合いはなく学校と家庭の出来ごとの報告が中心であったが、そのよ

うな経過の中で、時間をかけて話し合ってくれるワーカーへの接近とともに罪障感を感じるような自己を発見してきている。③第14～18回の面接では、前段階の積上げがようやく結実し一転して『面接への参加と意欲』を示している段階である。家族関係の中で醸成されてくる状況に対する反感や攻撃性をアクセプトされる実感がこのような積極的な態度を生み出していると考えられる。④第19～23回の面接は『自己理解と社会的統合』ともいえる終了の段階で、面接の効果が自己洞察を可能にし、それにもとづいて両親の立場を理解しようとする態度を示し、さらに自らの努力によって家族関係の再編成をしようとしている。家族の再建は本人のみの努力では不可能であるが、そのような本人の責任ある役割に刺戟されて両親もそのための積極的な役割を果たしてきている。

(4) もしこの事例について本人の盗癖のみを主訴と考えるなら、第9回の面接でそれまで盗みについての言及や話題を回避し、しらをきってきた態度を一転させようと、ワーカーの punishment を期待している部分がある。これは学校での盗難事件を契機にして、理解あるケースワーカーの言及を求め、無罪放免され罪障感の払拭を求めていると理解できる。この機会を有効に利用することによって終止符を打つことが可能であっただろう。

(5) 本人の盗みの心理的メカニズムについては、①思春期の強い反抗心、②親子関係の障害から欲求不満や愛情の飢餓に対する意識的、無意識的な形で起こる陰性な報復、③あるいはまたその代償であると考えられよう。母親は家庭の経済を切りまわしており、母親に対する反抗が金銭を盗むということで代償され、その金銭がほとんど飲食に消費されていることも本人の問題の特徴をよく表現している。初期のプロセスでは友人に大盤振舞をして支配力を満し、次第に弟に対する mothering によって問題を補償し、そして最後に学校や教会、家庭での適応へと昇華して、問題状況への反応を発展させている。生育歴からもわかるように、リビドー発達の oral phase や phallic phase の問題が象徴的に現われているが、特に後者はエディプス・コンプレックスとして抑圧され、無意識的に潜在化されながらも、その残滓が母親のとコンプレックスの源となっていることが父親との関係からも理解できる。family illness ともいえる状況を幼少時から一人で背負って scapegoat の役割を果たしているのが本人である。

(6) この事例の経過記録には割愛してあるが、多問題家族の治療に主治医

や牧師の参加と協力が再三みられたことも、それを有効にした大きな動因である。非行に関連した問題であったことから、学校の教師に協力を求めているが、場合によっては教師の参加、今後の問題として家裁の調査官、生活保護の問題から民生委員や福祉事務所のケースワーカーなどの地域社会的レベルでの参加が考えられる。このような段階ではじめて徹底した問題の解決が可能になると思われる。

(7) ケースワーク・サービスとはいえ民間の具体的な施策をもたない機関でのケースワークの問題や限界が浮彫にされている。ほとんどカウンセリングと区別できないようなところもあるが、先にも触れたように個人福祉ではなくて、社会福祉を意図しながら、社会的なレベルで、たとえば生活保護の不正受給の問題の解決まで含めて援助をしようとしているところに特徴があるといえる。カウンセリングとの相違を説明する事例としては不適当なものであるが、カウンセリング的なケースワーク・サービスということができよう。

(8) ケースワークにおける aggressive approach や reaching out の必要性が叫ばれている。それはケースワークの前提に自助意識が最低限要求されるが、特に日本人のように恥の文化をもった国民が、動機をもたずにケースワークの場面に組込まれることが多い。その中でいかに主体的にケースワークに参加し自助意識を啓発するための接近が必要なのかこの事例は示唆している。

(9) 三角関係や夫婦以外のものとの性的交渉に罪障感を感じない夫の意識というよりも文化、生活保護の不正受給をめぐるの権利を悪用しながら罪意識をもたない文化などをめぐって教育的サービス、地域社会的な住民意識の啓発が必要である。

(10) 最後に残された問題として父親にはまだ十分な面接がされていないところから洞察も生れていないこと、母親の治療をめぐるても残された問題が幾つかあり、今後も見まもってゆかねばならないが、本人に対するケースワークの効果は十分認められるので、むしろ治療された本人の自我とその能力を十分に発揮して家族問題の解決のために努力する機会を本人のために残しておきたいという意図からここで終了している。しかしいくつかの問題が残されたままである。

7 ケースワークの独自性

この事例からクライアントのもっている問題、それに対応している機関の機能、さらにワーカーの面接の方法などを考えると、一体カウンセリングとどのように相違した特性をケースワークはもっているのか。その特性はこのクライアントに対してカウンセリングに期待できないような、いかなる有効な効果をもたらしてきたのか。それに応えられる明確な回答は残念ながらない。それぞれの領域での成果が、自然に融合され明確に峻別する必要がなくなると同時にその必要性が稀薄化してきているという事実があるからであろう。中心的課題は人間のもつ問題をいかに心理・社会的な問題としてとらえ分析し、さらにそれに対して社会生活を営む個人にとってもっとも有効な治療方法を実施し、その効果をいかにあげるかということである。狭量な自己の優位性を主張するような領域論争こそ非生産的だといわねばならない。さらにまた独自性の論理に固執するあまり、対象者を自己の領域に適合するように解釈し、そして自己のもっている理論に投影して分析し、治療方法を模索しているのでは本末転倒である。人間のためのものであるべき科学や専門職業が、自己の独自性とか技術や操作を過信して奔走し偏狭性を生み、人間理解を忘れ、科学や技術のためにその存在根拠が問われているような傾向が瞥見されるのも残念なことである。

実は統合化の発想の背景にもこのような認識や事実が刺戟剤になって存在しているといえる。しかしだからといってカウンセリングや心理療法の特性、ケースワークとの類似性を論ずることが無意味だというわけではない。隣接科学や隣接専門職業の理論や方法を大いに理解しておく必要がある。それはケースワーカーがカウンセリングや心理療法など何でもこなして実施できるということではなくて、われわれが依拠しているケースワークの中に咀嚼して取り入れることである。借りものではなくて十分に理解して自らのものとして利用することである。しかしまた隣接科学自体のもつ本質を曲解してはならない。所詮隣接科学はわれわれにとって不可欠ではあるが、あくまで隣接科学ということであって、理解をし摂取をするといっても限界があるということである。それらの比較研究にしてもカウンセリングや心理療法はわれわれの理解するカウンセリングや心理療法だということである。

このような問題の指摘をしながら、ここであえてケースワークの独自性

を考察するということの意義は、隣接科学との比較研究の上に立って自己の特性を論じようということではなくて、一人のクライエントを前にしてケースワークというものに現に何が期待され、われわれには何が可能なのか、それを一つの事例を中心に現代的に評価しようということである。したがってカウンセリングや心理療法の独自性と共通し類似した側面も当然あるわけである。

さてそこで第5節の独自性の背景と事例とを対比させながら、ケースワークの独自性ということをもとめてみたい。

1 クライエントに対する全人的理解と接近

リッチモンドの人間理解にみられる全人的人間観は、人間性の尊重を強調することが中心課題になっている。人間についての科学の発達は、その後ますます分化し、人間についての理解をそれぞれの領域から深化させてはきたが、同時に自己の信奉する科学の尺度を過信し絶対化して人間を理解する危険性をもってきた。それに対して全人的という意味は、人間学的に人間存在の基本的構造を理解しようということである。フランクル V. Frankl やビンズワングー L. Binswanger、ボス M. Bossなどは早くから実存分析あるいは現存在分析という療法に実存主義哲学を注入して、人間がもつ価値と目標を重視してクライエントの内的世界への注意を喚起しているし、ロジャーズ C. R. Rogers なども client-centered therapy として、アメリカ的な自由と平等、自己実現の無限の可能性などを標榜した人間理解に立脚しながらその概念を構成している。これら一連の立場は、特殊な治療技法だというよりは、発達してきた人間科学が、逆に人間理解を妨げているという警鐘を鳴しているという意味で耳を傾けなければならない。つまり人間を部分的に類型化して考えないということである。そこでケースワーカーの人間観が、クライエントの治療と福祉の大前提になるといえる。この点に関しては拙稿¹⁹⁾を参考願うとして、この事例から指摘できることは、まず本人を非行少女として矯正の対象者と理解する前に、その両親のもとに独自の家庭的雰囲気の中で、当然なものとして在るべき彼女の姿がそこにあったわけである。それは逸脱行動ではあったが、この家族の中においては逸脱者の役割というよりも、家族全体のより重大な崩壊への防波堤であり、scapegoat であったわけである。父親も家庭を忘れた背徳者として、あるいは母親を気の毒なノイローゼ患者として見る前に、彼らのおかれている家族関係の中で理解してゆ

かねばならない。ケースワーカーのもつ普遍的な価値観ではなく、特殊な役割関係の中で、特殊な意味をもって生活しているかれらをありのまま理解し、アプローチをしてゆこうとする立場でなければならない。

2 全体としての家族を治療の対象

かつて家族診断は、家族ということを中心にしながら、一方でソーシャル・ワーカーが、一人の家族メンバーに働きかけるということの意味してきた。⁽²⁰⁾ところが近年ソーシャル・ワーカーは、これをさらに前進させ、「家族の相互関係」というものを個々の家族メンバーの行動の総体というより、それ以上の意味をもつものとして理解しようとしてきている。したがって家族診断は、個々人に対する評価を総合した結果ではなくて、一人の人間の行動が同時に、もう一人の人間の行動の原因になり結果になる⁽²¹⁾ということである。だから個々の家族メンバーに対する面接が重視される。もちろんこのような視点はリッチモンドの中にも存在していたわけであるが、ただ単に個々の家族メンバーとの面接の総合が、家族ケースワークになるのではなくて、family dynamics という最小単位以下に家族メンバーを分解して面接してみても、もはや適確なアプローチにならないという視点がその相違点といえよう。このような認識のもとに現実には個々の家族メンバーと、面接が行なわれるのである。つまり全体としての家族的状況の中で、一人のメンバーのもつ地位とそれのもとづく役割関係を配慮しながら面接を進めることである。それは面接の場面へのぞんでいる一個人の問題解決のみではなくて、同時にその個人を通じての家族全体の治療でもある。実践場面におけるもっとも理想的な最良のケースワークとは、家族中心的 family-centered でなければならない⁽²²⁾といわれるのもこのような根拠からである。

この事例の場合も、主訴が盗癖から家族関係の問題へと拡大し、個々のメンバーとの面接を通じて、それぞれの側面でもつ問題の解決や自己変容が、さらにそれぞれ他者への配慮を生み、他者の変容がさらに自己変容への動機づけになっているという family dynamics である。このような見通しの中でこそケースワークの効果が生かされてくるのである。

3 具体的なサービスを通しての援助

具体的なサービスを伴うことが、ケースワークの独自性だとアプティカーは指摘してきている。この点に関しては、この論文の(Ⅰ)に述べてきているが、問題は、具体的なサービスが中心で、その効果を上げるために面接があるの

ではないということである。ケースワーク・サービスの中心は面接をすることであり、この点に関してはカウンセリングと全く同様である。しかしその面接効果を上げるためには具体的なサービスが非常に有効なのである。このようなサービスの用い方によって限られた社会資源をより一層有効にすることが可能なのである。このためには社会資源の充実が前提になることはいうまでもない。どうかするとケースワークの技術が、限界ある社会資源の補償機能を果しているように見られることがある。社会福祉諸制度の貧困が、逆にそのような期待をケースワークによせているような事実がないでもないが、本質的には補償機能ではなくて、いかに充実したとはいえ元来有限な社会資源を有効化するために、ケースワークはむしろそこで一つの社会資源としてクライアントのための昇華機能を果してゆかねばならないのである。

さてそこで具体的サービスとは何か。社会福祉諸制度の適用のみと限定的に考えるべきではなくて、本人の問題解決に有効な全ての具体的方策と理解すべきである。ケースワークの面接自体も具体的なサービスである。

たとえば本事例で、娘が相談室で面接をうけているということが、本人はいうに及ばず、母親自身にとってみれば、心気抑うつ状態に追い込んでいる不安を緩解させるのに非常に有効であったし、それぞれの問題をめぐって牧師、医者、家裁関係者などのなす援助、家族や近親者などのそれぞれの立場や状況での援助、あるいはその他の資源などをケースワークの面接を中心にしながら有効適切に利用することが具体的なサービスである。社会福祉諸制度ということでは、この相談室が民間の機関であるため利用できる具体的方策はもっていないが、具体的サービスとは、このようにむしろ広い概念のものである。

4 機関の協同とサービスの有効化

社会福祉諸制度あるいはその他の具体的方策もそれ自体は、利用されることによってはじめて機能を発揮するのであるから、ケースワーカー一人によるサービスの有効化には限度があろう。一方で職業が専門化すればするほど、特定なものを除いては協同化が困難になっている現実をふまえながら、どうしてもケースワーカーの coordinator としての役割が重要である。ケースワークに対する具体的サービスの提供者である医者や牧師などのもつ援助的機能をクライアントの側面から有機化してゆく役割と、施設機関のもつ

独自の機能やサービスの調整などの役割はどうしてもケースワーカーに期待されるものである。

この事例の場合、娘に対しては牧師が、常にその立場から助言と指導をしている。それが学校や教会で積極的に活動することにつながり、その効果はケースワークへの態度や父親と母親自身にも大きな影響を及ぼしているし、一方母親は医者 の 指導のもとにケースワーク関係から、従来の治療関係とは異った刺激をうけ快方に向っている。このように機関や専門家の協同による治療計画や治療体制はどうしても不可欠なものであり、そこでの coordinator としてのケースワーカーの役割は非常に重要なものである。

5 グループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーションへの志向

ケースワークは発生的にも、これら二者と同一の土壌から生れ、本質的には同一の基本的原理に立脚している。ところが発展過程でケースワークが、隣接科学との接触もあって独走してきた。その結果三者の間に原理的には、共通な部分があっても、実施の上での協同はあまり注目するものがなかった。このところアメリカなどでは combined method として三者の三位一体的アプローチが、community service project などの中でとりあげられてきている。ケースワークの側面からこの問題を考察すると、family casework はすでにその初期の段階からかけ橋になってきている。家族集団には、基礎的集団だということでグループ・ワークでもあまり対象としてアプローチを試みてこなかったのであろうが、ケースワークの領域で family therapy²³⁾として、集団面接などを通じて新しいアプローチを試みようとしている傾向もある。

本事例などでも、今後の問題として、家族やお手伝い、あるいは牧師などを交えて集団面接をしてみることも非常に有効ではないかと思われる。ここでは個々の家族メンバーとの面接でできなかったかもしれないような告白や反省を直接相手に伝え理解してもらうことなどが可能であるかもしれないし、問題をめぐっての直接的な意志の疎通が、治療効果を短期間で高める可能性もあるであろう。面接経過の後半に一家で教会の礼拝に出席している事実が見出されるが、このような機会を通じてさらに教会内の集団への参加、さらには small community としての教会に適応してゆくこと、therapeutic community としては、この辺が現実の問題として拡大してゆくには限界だと思われるが、これらがまたさらに近隣や地域社会への適応ともつながることであろう。このレベルでの問題は、どうしても家庭と地域社会との関連を問

題にしている機関での助力が必要である。今後の課題としてケースワーク、グループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーションを統合したservice projectを実施する機関の出現が鶴首されるが、これなど今後のケースワークの独自の可能性といえよう。

6 地域社会的視点

community careとか therapeutic community という表現が、かなり一般化してきているが、ある施設機関を small community 化して想定し、治療を施設内適応と考えて、そこでの全生活上の問題を対象にしながら、それを援助するための team work を意味したり、精神病院を開放性のものとして地域社会に近づけ、病院を地域社会の一部に位置づけて、地域社会の協力をえて患者の治療を病気の治療だけではなく社会復帰と考えて精神科医、P.S.W. が努力をしている²⁴例などがある。ここでの問題点は、社会的な意味での community という概念はあまりなく、生活全体がおかれている場面としての地域社会というとらえ方である。

そこでケースワークの独自性の課題として、この点を指摘する理由は、もちろんコミュニティ・オーガニゼーションのもつ住民の組織化上の問題として考えることは当然のことながら、もっとこの家族の側面から community への適応の問題を考えてゆく必要がある。たとえばこの事例では、母親が生活保護を受けているところから、民生委員にも福祉事務所のケースワーカーの世話にもなっている。ところが母親は一方で収入があるので不正受給ということになるが、そのために担当の民生委員やケースワーカー、それから近隣にも非常に気を配って交際を避けている。翌年には近くに診療所を建てる計画をもっているが、その時のことを考えると、わずかな保護費をもらうために近隣との接触を最低限度にしておくことなどは、客商売の将来を思うにつけ非常に不利なことである。このように保護費の不正受給の問題は、単に個人の責任が問われる問題だけではなくて、地域社会的レベルでの保護費の浪費でもある。この点について母親が問題を自覚し、一日も早く自己決定をし、この方向で地域社会に適応してゆかねばならない。地区担当のケースワーカーと協力しながら、結果的には保護を打切ってゆく方向を本人とも考えねばならない。それが本人の自立更生や福祉にもつながってくる。これらをめぐってのケースワークの展開も重要なことである。

7 社会福祉としてのケースワーク援助

ケースワークとカウンセリング(Ⅱ)

個人福祉は主観性の強いものであるが、社会福祉は主観的側面と同時に客観性をまた重視するものである。ケースワークが特定の個人を対象にして展開されるところから、技術を駆使すればするほど個人福祉的サービスを提供し、福祉の客観性を見失う危険性をもっている。個人の遭遇している問題を全体社会的視点から分離して考えてはならない。C. O. S. 運動の展開過程からケースワークが生れてきたように、広くは社会政策の一端を担うものとして、政策科学的性格をもケースワークは内面化してもっていることを忘れてはならない。社会福祉の問題を個人的欠陥論のみでかたづけようとする19世紀的発想が、技術への過信とあいまってケースワークの中に再び生じてきている危険性に、マイルズは「リッチモンドに帰れ」と警告し、社会科学的視点を強調したのである。ケースワークが繁栄とともに一方では矛盾を生んでいる社会に背を向けて、自慰的機能しか果さなくならないためにも、このような問題意識を欠いてはならない。

注 (1) 拙稿、「ケースワークとカウンセリング(I)」、北星論集、第8号、昭和46年、47～9頁。

(2) 同論文、48頁。

(3) A. P. Miles, *American Social Work Theory*, 1954, p. 221.

(4) *Ibid.*, pp. 214～21.

(5) Helen H. Perlman, "Casework is Dead", *Social Casework*, vol. 48, No. 1, 1967.

"Can Casework Work?", *The Social Service Review*, vol. 42, No. 4, 1968.

"Casework and the 'diminished man'", *Social Casework*, vol. 51, No. 4, 1970.

(いずれも仲村優一、横山 薫共訳にて「社会福祉研究」、第8号、鉄道弘済会、1971年に全約と要約が掲載)

(6) Helen H. Perlman, "Casework is Dead", p. 23.

(7) *Ibid.*, pp. 23～4.

(8) Florence Hollis, *Casework: A Psychosocial Therapy*, 1964, p. 266.
(邦訳、本出祐之他、342頁。)

(9) Ralph E. Pumphrey and Muriel W. Pumphrey,
The Heritage of American Social Work: Readings in Its

- Philosophical and Institutional Development*, 1961, p. 341.
- (10) Harry L. Lurie(ed.), *The Encyclopedia of Social Work*, 1965, p. 665.
- (11) William C. Berleman, "Mary Richmond's Social Diagnosis in Retrospect", *Social Casework*, vol.49, No.7, pp. 397~99.
- (12) *Ibid.*, pp. 399~401.
- (13) *Ibid.*, p. 401.
- (14) Mary E. Richmond, *Social Diagnosis*, 1917 (reprinted 1955), p. 194.
- (15) *Ibid.*, p. 134.
- (16) *Ibid.*, p. 343.
- (17) Mary E. Richmond, *What is Social Casework?*, 1922.
(杉本一義訳、「人間の発見と形成」、昭和38年、209頁。)
- (18) 同書、209頁。
- (19) 拙稿、「社会病理学に対する専門社会事業的視角」、北星論集、第4号、昭和42年、24~5頁。
- (20) Carol H. Meyer, "The Quest for a Broader Base for Family Diagnosis", *Social Casework*, vol.39, No.7, 1959, p. 371.
- (21) Peter Leonard, *Sociology in Social Work*, 1966, p. 47.
- (22) Carol H. Meyer, *op. cit.*, p. 371.
- (23) Donald R. Bardill and Francis J. Ryan, *Family Group Casework: A Casework Approach to Family Therapy*, 1964.
- (24) Maxwell Jones, *Beyond the Therapeutic Community: Social Learning and Social Psychiatry*, 1968, pp. 108~111.

in the target language, the complexity of that structure can be measured. In the case of English and Japanese, such an analysis of certain structures indicates that a negative sentence is more complex than a non-negative, that interrogatives are more complex than declaratives, and that the complexity of the WH- question form is dependent upon the element in the sentence being questioned.

The Social Work of Salvation Army in Japan and Gumpei Yamamuro

Akira MIYOSHI

It is known that Gumpei Yamamuro, an excellent organizer of Salvation Army in Japan, succeedingly adopted the new policies for social work in Japan. We can easily find that some of them could be carried out only by the Army. At the same time it should be worthy of notice that the fulfilment of the Army's social work was led by Yamamuro's love for mankind as well as his originality for the work.

Casework and Counselling (II)

Yoshihiro OHTA

- On Unification and Characteristics of Casework and Counselling -

In Casework and Counselling (I) I did mainly the comparative study of casework, counselling and psychotherapy. Here I try to point out the characteristics of casework with reference to Richmond's viewpoint as the background and its evaluation. The characteristics of casework is studied through one actual case for the purpose of emphasizing this new viewpoint.